

医療情報取得加算に係る掲示

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。

この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

- マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。
 - ▶ 健康保険証の資格の有無
 - ▶ 高額療養費制度の負担区分
 - ▶ 他院での投薬履歴
 - ▶ 特定検診情報

- マイナ保険証の利用の有無にかかわらず、施設基準を満たしているため算定点数は下記の通りです。
 - ▶ 初診時 医療情報取得加算 2 1点
 - ▶ 再診時 医療情報取得加算 4 1点(再診時は3月1回に限り算定)

※初診料を算定する場合とは

過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

令和6年12月2日
新潟手の外科研究所病院